

特 記 仕 様 書

令和 7 年 1 0 月 1 日改定

大 木 町

1 章 総 則

1－1 適用の範囲

本特記仕様書は、「令和 8 年度 起工第 13 号 小入地区配水管移設工事（新一の坪橋）」（以下本工事とする。）に適用する。

1－2 適用仕様書

本工事は、設計図書及び本特記仕様書によるほか、以下の各項によるものとする。

- | | | |
|-----|------------------------------------|--|
| (1) | 土木工事共通仕様書
区画線工事仕様書
植栽工事共通仕様書 | } 令和 7 年 10 月 1 日全面改訂
福岡県県土整備部
(以下「共通仕様書」という。) |
| (2) | 土木工事施工管理の手引き | 令和 7 年 10 月 1 日一部改正
福岡県県土整備部
(以下「手引き」という。) |
| (3) | 土木工事共通仕様書
(農村農業整備事業関係) | 令和 7 年 10 月 1 日一部改正
福岡県農林水産部 |
| (4) | 土木工事施工管理基準
(農村農業整備事業関係) | 令和 7 年 10 月 1 日一部改正
福岡県農林水産部 |
| (5) | その他関連資料 | |

1－3 工事实績情報サービス（CORINS：コリンズ）について

(1) 登録対象工事

当初契約時または変更契約時において工事請負金額が 500 万円以上の工事

(2) 登録時期

受注時：契約後、土・日曜日・祝日等を除き 10 日以内

変更時：変更があった日から土・日曜日・祝日等を除き 10 日以内

完成時：工事完成後（完成承認後）10 日以内

1－4 主任技術者等の資格

本工事の主任技術者は次の(1)又は(2)、(4)に掲げる者で、「手引き」Ⅱ-9 の技術者選任フローによるものでなければならない。また、監理技術者については、次の(3)又は(4)に掲げる者でなければならない。

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）により技術検定のうち、検定種目を 1 級若しくは 2 級の建設機械施工又は土木施工管理とするものに合格したもの。
- (2) 技術士法（昭和 32 年法律第 124 号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る）、又は林業部門（選択科目を「林業土木」とするものに限る）とするものに合格した者。
- (3) 監理技術者資格を有する者の申請により監理技術者資格者証を交付され、「国土交通大臣の登録を受けた講習」終了証明書の交付を受けた者。
- (4) 上記(1)、(2)、(3)、と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

1－5 配置技術者の途中交代について

- (1) 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者等の死亡、傷病、又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。
 - ① 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
 - ② 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現場へ工事の現場が移動する時点。
 - ③ ダム、トンネル等の大規模な工事で一つの契約が多年に及ぶ場合。
- (2) 上記 1 のいずれの場合であっても、受注者と発注者が協議し、工事の継続性、品質の確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。ただし、配置技術者を変更する場合は、次の①と②全ての条件を満たす者とする。
 - ① 本工事の入札説明書に定められた配置技術者に関する全ての条件を満足すること。
 - ② 総合評価におけるヒアリングを除く「配置技術者の技術力」の得点以上の得点を獲得すること。

1－6 資格の確認

本工事の主任技術者又は監理技術者を通知する場合は、土木施工管理技士及び建設機械施工技師にあつては合格証明書・監理技術者資格者証、技術士にあつては合格証明書又は合格証の写しを添付するものとする。

1－7 諸機関への手続き

本工事の施工に際して、関係法規を遵守する事はもちろんであり、これに伴い必要とされる関係各機関への手続き及びこれに要する費用負担は、すべて

受注者の責任において処理しなければならない。

また、これらの諸手続きにかかる許可、承諾等を得た場合には速やかに監督員に通知し必要に応じて原本あるいはその写しを提出しなければならない。

1－8 工事現場における安全対策

受注者は、本工事を実施するにあたり、手引き 3 編施工管理 1－5「工事現場における標示施設等の設置基準」に基づき工事現場における安全対策を実施しなければならない。

1－9 交通安全管理計画書の作成及び提出

受注者は、道路使用許可を必要とする工事については、着工前に手引きの作成例を参考に「交通安全管理計画」を作成し、監督員に提出しなければならない。

なお、同計画書には以下に示す書類等を添付しなければならない。
ただし、緊急性を要する工事等で監督員が認めるものについては、「交通安全管理計画書」の提出を省略できるものとする。

「交通安全管理計画書」に添付する書類等

- (1) 安全対策平面図
- (2) 緊急時連絡体表
- (3) 道路使用許可証の写し（許可条件、指導事項等を含む）

1－10 認定リサイクル製品

本工事に使用する材料は、共通仕様書で定める材料の他に、福岡県リサイクル製品認定制度実施要綱第 7 条第 4 項の規定により認定した製品が使用できる。ただし、使用にあたっては福岡県県土整備部が指定する製品に限る。

1－11 再生資源利用（促進）計画の現場掲示について

(1) 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲げなければならない。

(2) 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から

搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲げなければならない。

1-12 工事報告

受注者は、監督員に工事の進捗状況を逐次報告しなければならない。

1-13 事故報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報すると、ともに別に定める工事事務報告書を監督職員が指示する期日までに、監督職員に提出しなければならない。

1-14 評価内容の担保

- (1) 申請書又は技術資料等に虚物の記載が判明した場合又は配置予定技術者を正当な理由なく変更した場合、指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。また、発注者による解除権を行使することがある。
- (2) 技術的所見に記載された内容については、履行状況の検査を行う。受注者の責により入札時の評価内容が満足できない場合で、特にその履行状況が悪質と認められる場合は、前条の取り扱いとする場合がある。

1-15 安全対策等に関する事項

(1) 安全訓練の実施

受注者は「土木請負工事における安全・訓練等の実施について（平成4年8月1日土木部長通達）」に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割り当てて、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、当該工事の内容に応じた安全・訓練等の活動計画書を作成し、町監督員に提出するとともにその実施報告を安全・訓練等の活動報告書及び安全対策自己点検チェックリストを作成し、毎月月末まで提出しなければならない。

(2) 保安対策

受注者は、交通安全・災害防止・防災・防犯等について所轄警察署、労働基準監督署及び地元並びに監督員と密な連絡をとり、第三者に対する安全対策について万全の措置を講じなければならない。

保安に関して生じた第三者との問題のうち、発注者の責に帰するものを除き、受注者の責任と負担において処理しなければならない。

2 章 工事の細部に関する事項

2-1 工事用基準

基準点：大木町役場建設水道課指定のもの。

2-2 材料

(1) アスファルト舗装の材料

アスファルト混合物事前審査制度により認定をうけた加熱アスファルト混合物については、認定証の写しをもって、土木工事共通仕様書（福岡県県土整備部 令和4年10月版 令和5年1月一部改正）の「3-2-6-3 アスファルト舗装の材料」に定められた「表3-2-24 アスファルト混合物の種類と粒度範囲」に関する品質証明書とする。

事前審査制度によらない混合物については、従来どおり土木工事共通仕様によるものとする。

(2) コンクリート工

コンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては、55%以下、無筋コンクリートについては、60%以下とする。ただし、均しコンクリート等は除くものとする。

2-3 準備工

工事測量

受注者は、工事着手後直ちに土木共通仕様1-1-1-38に基づき着工前測量を行なわなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異生じた場合は、監督員の指示を受けなければならない。

2-4 建設発生土の処理

(1) 建設発生土の搬出先は別紙の施設から受注者が選定する。選定後は「建設発生土処分地計画書」を発注者へ提出し、発注者が承認した後、処分先として決定する。

(2) 施工後は「建設発生処分地確認書」を発注者に提出するものとする。

(3) 設計上の搬出先は、大坪G S I (株)・みやま市山川町河原内1438番とする。

設計運搬距離は14.0km以下とする。

(4) 工事間利用するために発注者が別途搬出先を指定した場合には、処理費・運搬距離を変更する。

(5) 500m³以上の建設発生土を搬出する場合、盛土規制法の許可を受けるなど搬出先が適正であることを確認し、発注者が行った土壤汚染対策法等の手続き状況の確認を行った上で、確認結果票を作成し、発注者へ提出、説明すること。

(6) 搬出先までの運搬経路を発注者に報告すること。

- (7) 搬出先の管理者に受領証の交付を求め搬出先が計画と一致することを確認するとともに、受領証の写しを保存すること。受領証を監督員に提出すること。
- (8) 発注者が要求した場合は、処分状況が確認できる写真等を提出すること。
- (9) 処分地内のトラブル等は受注者の責任のうえ解決にあたること。
- (10) その他の詳細については発注者と協議すること。

2-5 排出ガス対策型建設機械の使用について

- (1) 本工事における建設機械は、排出ガス対策型を使用するものとする。
- (2) 対象建設機械は、一般工事用主要土工機械3機種（バックホウ、車輪式トラクタショベル、ブルドーザー）[ディーゼルエンジン出力7.5～260KW] および普及台数の多い建設機械5機種（発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン）{ディーゼルエンジン出力7.5～260KW} とする。
- (3) 監督員は、排出ガス対策型の使用確認のため、現場にて確認を行ったり写真の提示を行うことがあるが、受注者はこれに協力するものとする。
- (4) (2)の対象機械を使用出来ない場合は、別紙様式「排出ガス対策型建設機械不使用理由書」を監督員に提出するものとする。
この場合、減額変更契約を締結する場合もあるものとする。

2-6 舗装版切断時に発生する濁水について

- (1) 受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として処理しなければならない。
- (2) 受注者は、他の産業廃棄物と同様に当該濁水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを監督員に提示しなければならない。
- (3) 当該濁水の処理に関し、濁水量に変更が生じた場合、受注者は濁水量を取りまとめのうえ、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。
- (4) 受注者は、当該濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、当該濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については適正な運搬・処理を実施することとし、マニフェストの写しを監督員に提示しなければならない。

建設発生土処理処分地

施設名

1. 大坪 GSI(株) 建設発生土リサイクル施設
みやま市山川町河原内 1438 (TEL : 0944-67-0443)
2. コガ信工業(有) 四山事業所
大牟田市四山町 100 番 26 外 (TEL : 0944-72-1828)